

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
コンクリート技士研修委員会規程

昭和 59 年 6 月 22 日 制定

平成 27 年 3 月 25 日 改正

令和 元年 5 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート技士制度規則第 4 条に基づき、コンクリート技士研修委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 30 名以内とし、学識経験者、レディーミクストコンクリート製造関係者、コンクリート材料・製品関係者及びコンクリート工事関係者をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第 3 条 委員会に、委員長、副委員長と、原則として 6 名程度の幹事を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(任期)

第 4 条 委員長、副委員長及び幹事の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、コンクリート技士・主任技士研修会（以下「研修会」という。）実施に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、資格・講習委員会に付議する。

- (1) 年間事業計画
- (2) 研修会実施に関する内規等の制定・改廃
- (3) 研修会テキストの改訂

- (4) 研修会カリキュラム及び研修会実施計画
- (5) 研修会の講師の委嘱
- (6) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、委員会の業務を円滑に処理するため、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、委員会委員をもって構成する。

- 2. 部会に主査を置くことができる。
- 3. 主査は、委員長が委員会に諮って幹事の中から選任する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、資格・講習委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規程は、昭和59年6月22日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。